

韓国国家人権委員会

韓国国家人権委員会では、移住に関する専門家として、移住問題担当のスタッフ等、人権政策本部長のイ・ソンフンさんをはじめ、4人の方にお話を聞くことができた。(③、④)

・韓国国家人権委員会とは…

国家人権委員会(①のビルの中にある)は93年の国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則(パリ原則)に沿って、国家人権委員会法に基づき、01年に設立された。

李明博(イ・ミョンバク)政権の発足後、予算が削減され、スタッフの削減等の活動の停滞を生んでいるが、障害者、女性など社会的弱者の人権保障をを国際的基準にするために努力が進められている。今では差別を受けると、国家人権委員会に相談することが当たり前と世間に思われるほどに成長した。(詳細に関しては朴君愛さんの事前学習資料を参照)

・国家人権委員会の社会認識

日本の社会は韓国より社会権に関する人権意識が高いと認識されている。また韓国では単一民族神話意識がまだ高い。そういった意識が過去の政権には権威主義の強化に悪用されてきたとのこと。しかしグローバル化の流れの中で、韓国にも外国人の労働者が必要になってきている。現在の韓国人口4800万人中、110万人が移住者である。違いをお互いに認識し、成熟した文化を作ろうと国家人権委員会では様々なNGOと共に取り組みを進めている。

・移住政策課の活動内容

国家人権委員会の移住政策課では次の三つの柱で活動している。

- ①調査:人権侵害事例などを収集、調査
- ②政策検討・改善
- ③人権教育の分野→市民の人権啓発の方法、教育

移住に関しては移住政策課と多文化教育課、調査課が各項目を担当して、1週間に1回会議をし、活動調整するため、議論して進めている。

移住政策課では移住政策に関わる業務を行っている。

調査の中で、人権に関わる問題が多い場合は、個人問題ではなく、政策問題として対応している。



①



②



③



④



⑤

②は“八尾人権委員会様歓迎”と書かれている

・活動事例

- ①外国人の出入国に関する「出入国管理法」改正が政府によって検討されているが、指紋導入など人権侵害の余地があるものは、委員会として意見表明をするつもりである。
- ②難民あるいは外国人移住労働者に人権侵害があれば、調査し政府に勧告をした。
- ③人種差別撤廃条約履行に対する意見。
- ④一番多い申し立て事例は移住労働者の問題で、不法に住んでいる人が暴力によって取り締まられて怪我をしたことに対する申し立て。
- ⑤ビザに関する申し立てが多い。日本からの入国者の朝鮮籍者に韓国の国籍を取るように強制するというケースが多々ある。
- ⑥永住資格のある外国人に対しては住民登録制度があるが、外国人は国民とは番号形式が違う。そのため、インターネットの利用などで不便が生ずることがあり、制度改正をした。
- ⑦華僑学校(民族学校)の学歴を認められないことを政府に申し立てをした。
- ⑧結婚して移住してきた外国人に対し、偽装結婚ではなく、事実婚関係であることを証明し、国に対し入国を認めさせた。

・外国人女性に対する対策

外国人の女性に対して、人権委員会の性格として、個別の問題で動ける権限がない。あくまで国家と私人間による差別と、国家による人権侵害に対してのみの権限がある。

従って、結婚して移住してきた女性などに対しては、保健福祉家族部が所管している全国に 100 ヶ所ある多文化家族支援センターで、言語教育や相談などを行い、間接的に問題解決に取り組んでいる。

・日本で人権委員会を作る時のアドバイス

設立当初から三権(立法・司法・行政)が独立しているから様々な活動ができたのであり、政府機関の外部等ではなく、独立機関として設定されるべきだ。

・施設内の案内

施設の中には多くの展示物が飾られていた。ワークショップをした時のものを思われる付箋が貼られた掲示板(⑥)や、子どもの人権啓発絵画(⑤)などである。

また、図書室には多くの人権の本があり、日本語で書かれた日本の人権の本(⑦)もあった。またバリアフリーを考え、片手で対応できる検索設備(⑨)や、手話対応の検索設備(⑧)などが完備してあった。さらにシアター設備(⑩)もあり、設備面では充実していると感じられた。



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩

希望製作所

希望製作所(①)では副所長(②)とお話ができた。

・財団法人「希望製作所」とは？

市民のためのシンクタンクとして、2006年3月に設立。スタッフは現在30名。今まで韓国のシンクタンクは国家主導であり、民間主導のものはない。今までの国家主導のシンクタンクでは、市民の立場に立てず、市民に経験値が蓄積されないと思い、市民の立場のシンクタンクとして「希望製作所」を設立。

設立に当たっては、現所長の朴弁護士が米国のブルキンス研究所や英国のソーシャル・イノベーション研究所などを訪問し、市民のアイデアを基本とする政策作りをモデルとして基礎を作った。



①



②

・希望製作所の4つの研究分野

1. 社会的企業の促進
2. 地域の活性化支援
3. 高度な場所や物のデザイン
4. 国家政策計画

※4の補足:例えば、他の所ではあまり扱っていない50~60代の就労問題、災害支援、青年の失業問題などを扱っている。



③

現在、収入は10億ウォン(約8000万円)で、3分の1は企業、3分の1は自治体、3分の1は1000人の会員から集めている。まだ設立から3年目で、やりたいことは沢山あり、日本から学ぶことも多いと考えている。

(③)



④

・NPO情報センター

事務所の中にはNPO情報センターが存在する。

韓国には2万3000のNPOが存在するが、希望製作所では現在約500の団体とネットワークを作っている。韓国ではここが初めての中間組織であり、組織の基礎作りには日本の中間組織を勉強した。

置いてあるNPOの資料、図書(④)は自由に閲覧でき、情報発信も充実している。

3年前から300個以上の小企業を支援しており、国家再建の時期に中断になったが、ボランティアとともに今は再支援をしている。



⑤

⑤NPO団体のメッセージボード

・施設案内

研究分野の3番に“高度な場所や物のデザイン”が入っているだけあって、希望製作所の施設自体もデザイン(⑥)が磨かれている。

施設内の専属デザイナーがいたり、ソーシャルデザインの課(⑦)があり、施設の備品や商品などのデザインを考えている。手作りで作っているもの(⑧)もあり、空間づくりに拘りを持つことで、職員の労働意識を高めている。

また廊下にもデザインは施されており、各職員のプロフィール(⑨)が楽しそうな笑顔とともに掲載されていたり、希望製作所の今までの歴史などを知ることのできる展示(⑩)なども置かれている。



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩